

プレス発表

(環境省と同時発表)

平成14年度PRT Rデータの公表等について - 化学物質の排出量・移動量の集計結果の概要等 -

平成16年3月29日
経済産業省

経済産業省は、環境省と共同で、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)に基づき事業者から届出のあった平成14年度の化学物質の排出量・移動量等について、同法施行後2回目の集計等を行い、今般、その結果を取りまとめました。

1. 経緯等

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法)に基づき、「PRT R制度」(化学物質排出移動量届出制度)が導入されました。

PRT Rでは、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、かつ人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある354種類の化学物質(第一種指定化学物質)について、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計値の集計結果を公表することとされています。

平成15年4月から6月までの間に、平成14年度における環境への排出量・移動量について、全国で前年度とほぼ同数のおよそ3万5千の事業所からの届出がありました。

経済産業省は、環境省と共同で当該排出量等を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を取りまとめました。集計結果については、ホームページ(1)等に掲載します。

また、本日3月29日から、平成14年度分の個別事業所データの開示請求の受付を開始します。(2)

(1) ホームページアドレス http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

(2) 当省における「PRT R開示窓口」の設置場所は、P5を参照。

2. 集計結果の公表について

集計結果に係る以下の資料については、ホームページにて掲載します。

経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境省

[http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk^{ゼロ}0.html](http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html)

集計表

「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」(経済産業省・環境省令)に基づき集計した対象化学物質別、都道府県別、業種別(45業種)、事業所における従業員数の規模別などの集計表(4,464種類)です。

〔集計表の内訳〕

- ・届出排出量・移動量の集計
... 全国/都道府県別 及び 全業種/業種別 : 2,208種類
- ・従業員数の規模別による平均届出排出量・移動量の集計
... 全国/都道府県別 及び 業種別 : 2,160種類
- ・届出外排出量の集計
... 全国/都道府県別 : 48種類
- ・移動体の排出量の集計
... 全国/都道府県別 : 48種類

各集計表は、ホームページ上でcsv形式のファイルで提供します。

「平成14年度PRTTRデータの概要」

事業者からの届出状況、業種別・都道府県別の届出排出量・移動量の集計結果、届出外排出量の推計結果などの概要を取りまとめたものです。

「平成14年度PRTTR届出外排出量の推計方法等の概要」

届出外排出量の推計方法、推計の基礎としたデータを参考資料として取りまとめたものです。

プレス発表資料

本紙のこと。

「別添」:「平成14年度PRTTRデータの概要」のポイントをまとめたもの

「参考」:届出排出量・移動量に関する平成14年度データと平成13年度データ

(公表後に変更のあった届出事項を反映させたもの)との比較を行ったもの

3. 開示請求の手続について

化学物質排出把握管理促進法第10条の規定に基づき、前記2.の集計結果の公表があった日以後、どなたでも、所定の手続を経れば、各事業所から届出のあった排出量等のデータについて、国に対して開示請求を行うことができます。

開示請求があれば、国は、請求者に対し速やかに開示を行います。なお、請求に際しては、所定の手数料が必要となります。

平成14年度データの開示請求の受付は、本日15時から開始します。

(1) 開示される情報

請求があれば、国は、事業者から届出のあった情報（届出者（事業者）や届出対象の事業所に係る情報、排出量・移動量等の情報）のうち個人情報等を除き、請求のあったすべての情報を開示します。

(2) 開示請求の方法

請求者は、事業所の名称、所在地その他の開示請求に係る事業所を特定するに足りる事項を明らかにすることにより、希望する事業所のデータの開示を請求することができます。

開示を請求される場合、必要事項を記載した開示請求書を「P R T R開示窓口」に提出していただきます。

窓口への提出の方法は、P R T R開示窓口への来訪、郵送、インターネットによる方法（ ）の3通りがあります。

(3) 開示の実施の方法

開示される情報は、用紙による交付、電子媒体（フロッピーディスク又はCD-R）による交付、インターネットによる方法（ ）のいずれかの方法により受け取ることができます。

用紙により交付される情報のイメージは、別紙をご覧ください。

電子媒体やインターネットにより提供される電子ファイルはテキストファイル（txt形式）であり、データベースソフトや表計算ソフトの多くで利用することができ、請求者が独自に表を作成したり集計・分析等を行うことが可能です。

（ ）インターネットによる開示手続

経済産業省では、本年3月31日からインターネットによる開示手続の運用が開始されます。

インターネットにより開示請求を行う場合、インターネットを介して請求者のコンピュータにダウンロードする方法により開示を受けることができますようになります。

インターネットによる開示手続については、経済産業省の関係ホームページを御参照ください。

(4) 開示手数料及び納付方法等

開示請求には、開示の実施の方法に応じ以下の手数料が必要となります。

開示の情報	媒体	手数料額 ¹
年度の一部のデータを開示 (一部開示)	用紙による交付	A 4 の用紙 1 枚 ² につき 20 円
	フロッピーディスク (FD) による交付	FD 1 枚につき 80 円 及び データ 0.5 メガバイト ³ までごとに 260 円
	光ディスク (CD-R) による交付	CD-R 1 枚につき 200 円 及び データ 0.5 メガバイト ³ までごとに 260 円
	電子情報処理組織 (電子計算機により電気通信回線で接続) による複写 ⁵	1 件につき 100 円 及び データ 0.5 メガバイト ³ までごとに 240 円
年度のすべてのデータを開示 (全部開示)	光ディスク (CD-R) による交付 ⁴	CD-R 1 枚につき 200 円 及び データ 200 メガバイトまでごとに 900 円
	電子情報処理組織 (電子計算機により電気通信回線で接続) による複写 ⁵	1 件につき 100 円 及び データ 200 メガバイトまでごとに 880 円

1. 手数料額は、本日 3 月 2 9 日に改正された金額です。また、用紙の枚数及びデータ量は開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出物質数などによります。
2. 用紙の枚数は、1 事業所当たりの平均届出物質数を考慮すると、多くの場合、1 事業所 1 枚程度になると予想されます。
3. 1 事業所当たりの平均のデータ量 (1.2 キロバイト) を考慮すると、1 枚の FD に平均で約 1 千事業所まで、CD-R には約 4 8 万事業所までのデータが収録可能です。
4. 平成 1 4 年度のすべてのデータは、1 枚の CD-R に収録可能です。また、平成 1 3 年度データについては、当該集計結果の公表後に変更のあった届出事項を反映させたものを修正版として取りまとめ、平成 1 4 年度データと同時期にその開示受付を開始しますが、両年度のすべてのデータは、1 枚の CD-R に収録可能であり、その手数料額も 1 年度分の場合と同額 (1, 1 0 0 円) です。
5. インターネットによりデータファイルを受け取る開示の実施の方法を指します。

手数料の納付は、原則として開示請求書に収入印紙を貼付して行います。

また、経済産業省の P R T R 開示窓口では、来訪の請求者に限り、現金でも納付することができます。

一方、インターネットによる開示請求の場合は、請求に応じた額の開示手数料をインターネットバンキング等の金融機関の窓口 (ATM、電話、パソコン、携帯電話) から納付 (振込) していただくこととなります。

なお、郵送にて開示を希望される場合は、上記手数料の他に、開示媒体の送付に必要な額の郵便切手を添付した封筒が必要です。

(5) P R T R 開示窓口

国による P R T R の開示に係る事務を行う「P R T R 開示窓口」は、経済産業省、環境省及び他の関係事業所管省庁（防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）内に設置しています。

経済産業省及び環境省の窓口では、事業者から届け出られたすべての情報を対象に請求を受け付け開示を実施するほか、請求にあたっての事前照会、開示手続全般の問い合わせも受け付けています。

事業所管省庁の窓口においては、当該省庁の所管に係る事業者データについて、開示請求を受け付け開示を実施します。

各省庁の P R T R 開示窓口及び具体的な開示手続等については、ホームページに掲載しています。

経済産業省 化学物質排出把握管理促進法のホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

なお、経済産業省の P R T R 開示窓口は下記のとおりです。

経済産業省 P R T R 開示窓口

受付： 土日祝日を除き、平日 10:00～17:00

(12:15～13:15を除く)

ただし、本日3月29日に限り、15:00～17:00

所在地：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 行政情報センター内(3月29日～4月9日(予定))

(別館1階)

化学物質管理課内(4月12日以降(予定))

(本館7階西6)

電話：03-3501-1511(内線3694～3695)

(問い合わせ先)

経済産業省製造産業局化学物質管理課

担当：【集計結果関係】村越、尾畑、武田

電話：03-3501-0080(直通)

【開示請求関係】本間、石津、武田

電話：03-3501-1511(内線3694～3695)